

## 平成16年6月11日(金曜日)第2回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
小松仁一	事務局長		
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第5号

第2回定例会

平成16年6月11日(金)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
- 〃 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 〃 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例)
- 〃 4 議第37号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 5 議第38号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第39号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
- 〃 7 議第40号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第41号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 9 議第42号 市道路線の廃止について
- 〃 10 議第43号 市道路線の認定について
- 〃 11 請願第8号 義務教育費国庫負担法を維持し、義務教育費国庫負担金を一般財源化しないよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- 〃 12 請願第9号 教育基本法の早期改正を求め、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- 〃 13 陳情第1号 国・地方公務員および民間労働者、ならびに生活保護世帯の生活への影響、地方自治体財政、地域経済などへの影響をふまえ、寒冷地手当の改悪につながる「見直し」をおこなわない旨の意見書提出を求める陳情
- 〃 14 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教厚生委員長報告
- (3) 建設経済委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- 〃 15 質疑、討論、採決
- 〃 16 議案第4号 義務教育費国庫負担法を維持し、義務教育費国庫負担金を一般財源化しないよう求める意見書の提出について
- 〃 17 議案第5号 教育基本法の早期改正を求める意見書の提出について
- 〃 18 議案第6号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について
- 〃 19 議案説明
- 〃 20 委員会付託
- 〃 21 質疑、討論、採決
- 閉会

平成16年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時50分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、5月27日、6月7日及び本日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、承認第1号から日程第13、陳情第1号までの13案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第14、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、6月8日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名中6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第1号、承認第2号、承認第3号、議第39号及び陳情第1号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第39号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「本人確認ができない場合、今回の改正で回答書のほかに何をもって本人確認とするのか」との問いがあり、当局から「免許証、パスポート類、健康保険の被保険者証、年金証書、養育手帳等の本人しか持ち得ない書類とする」との答弁がなされました。

議第39号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号国・地方公務員および民間労働者、ならびに生活保護世帯の生活への影響、地方自治体財政、地域経済などへの影響をふまえ、寒冷地手当の改悪につながる「見直し」をおこなわない旨の意見書提出を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、質疑、意見に入り、一たん休憩して意見交換を行い、会議を再開いたしました。

陳情第1号については、質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第1号は賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、6月8日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第38号、議第40号、議第41号、請願第8号、請願第9号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第38号平成16年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第38号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「対象者に対して案内はどのような形で行うのか」との問いがあり、当局より「現行法で既に対象となっている方がおりますが、それ以外の0歳から6歳までのお子さんを抱える全世帯に通知します」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第40号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護納付金が重くなるわけですが、施設とかが不足していて保険料を払っていても入れないという状況の中で値上げは極力控えるべきと思うがどうか」との問いがあり、当局より「現在いただいている介護保険税の部分を大幅に超える支払いが生じている状況でありますので、介護料という性格上、その部分について改正をしながら負担をいただくこととなります。今回は、住民の方々の負担の平準化を考えてこのようにさせていただきました」との答弁がありました。

また、委員より「15年度の収入未収金は、国保と介護分合わせてどのくらいあるのか」との問いがあり、当局より「3月31日現在で、滞納額が約8,230万円です」との答弁がありました。

委員より「今回の改正の中で、介護分について県内の状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「介護分については、今回は酒田市、鶴岡市、新庄市、上山市等で値上げを予定しているようです。寒河江市の改正後の金額については、酒田市、鶴岡市あたりとほぼ同じくらいになる予定です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第41号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩を挟み、請願の審査に入りました。

初めに、請願第8号義務教育費国庫負担法を維持し、義務教育費国庫負担金を一般財源化しないよう、国



に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第8号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第9号教育基本法の早期改正を求め、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「今の教育制度はさほど間違った方向性にはないと思いますし、この請願からはどのように変更するかといった具体的な改正内容が見えないので、この請願には反対の立場をとります」との意見がありました。

委員より「これからの日本を背負っていく子供たちの教育の根幹はここにあり、きちんとした教育基本法をつくり上げていくべきだと思うので、この請願に賛成します」との意見がありました。

また、委員より「事実として学校での問題や社会的な問題が起きていることはわかりますが、この現行の教育基本法は何ら問題はないと思います。今ここで早急に改正する必要性は見当たらないので、これには同意できません」との意見がありました。

委員より「戦後、何でも法制化された時代から50年以上経過しており、今の時代の流れの中で将来の日本を見据えて時代に合ったものにしていくべきで、この請願に賛成します」との意見がありました。

委員より「今は時代の変化が早く感じられ、教育基本法についてもこれまでの過程を踏まえながらそれぞれの時代に合ったものにしていくべきであり、これに賛成です」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第9号は多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

訂正いたします。一番最初に、議第38号、議第40号、議第41号、請願8号、請願9号の4案件でと申しましたけれども、「5案件」に訂正させていただきます。以上であります。

## 建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、6月8日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第42号、議第43号の2案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止及び認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。順を追って審査の内容を申し上げます。

議第42号市道路線の廃止について及び議第43号市道路線の認定については関連があるため、一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

議第42号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第43号については、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、6月1日午前10時9分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第37号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）であります。

議第37号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、チェリーランドさがえの損失補償の額はどのくらい残っているか、一つ、チェリーランドさがえの借入金の繰上償還についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日6月11日午前9時30分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第37号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第15、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第1号は承認することに決しました。

承認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

承認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決しました。

議第37号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

議第41号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

議第42号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議第43号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

請願第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第8号は採択することに決しました。

請願第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。19番那須 稔議員。

那須 稔議員 先ほど請願第9号について、委員長から報告があったわけでありませうけれども、その報告があったほかに委員会の中で質疑、意見などがあったかどうか、あれば、どのような意見があったのかどうか、お聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 石川委員長。

石川忠義文教厚生委員長 ただいまの質問についてお答え申し上げます。

当委員会に付託になりました請願第9号の審査において、私が先ほど報告した内容以外に質疑、意見等があれば伺いたいとのことですが、請願の内容については先ほど申したとおりでございます。

ただ、審査の前段で、この請願について県議会では議会案として意見書を出す際に超党派で検討されたとの経過が話題になりました。

それと、この請願の紹介議員の件について質問がございました。と申しますのも、公明党の那須議員が紹介議員になっていることに対し、先月の5月28日付の山新の記事で公明党はこの請願内容に否定的な見解を出しているようだが、紹介議員として大丈夫なのかというような疑問が出されたわけであります。

しかしながら、これに対して審査のポイントが外れているのではないかという、請願に対しての賛否の審査を進めるべきだということの意見が出されました。

以上のとおりでございますが、これについては直接請願の審査に関係ないと判断しまして報告を差し控えさせたわけでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 19番那須 稔議員。

那須 稔議員 今の委員長からも答弁がありましたけれども、ある委員の意見の中に5月28日の山形新聞の記事を見られて、教育基本法の改正については公明党として否定的な見解を公表しているというようなことがありました。もし、そういう形で山新の方に書かれているならば、これは全く違います。そのような見解は出しておりません。

我が党といたしましては、教育基本法の改正については基本理念、これを堅持しつつ補完それから補強する見直しという検討は必要だという立場を今までもとってまいりました。その検討に当たっては、国を愛す

るという心、これを法律で規定するということについては、戦前の反省を十分に踏まえて慎重に検討する必要があるという見解であります。

それで、委員長の答弁の中にありました紹介議員として疑問という意見がありましたけれども、以上のことから私自身、紹介議員になったことを何ら疑義を挟むものではないと、このように思っております、一言申し上げたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第9号は採択することに決しました。

陳情第1号について、委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決しました。



議 会 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第16、議会案第4号から日程第18、議会案第6号までの3案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第19、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第6号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号から議会案第6号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑、 討 論、 採 決

佐竹敬一議長 日程第21、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

議会案第5号に対する質疑はありませんか。

18番内藤 明議員。

内藤 明議員 提案者にお尋ねをしたいというふうに思いますが、現在の教育基本法について問題ありというようなことで改正を求めるべきだというようなことの立場だというふうに理解をいたしております。そうした点で伺いたいというふうに思いますが、提案者においてこの現在の教育基本法の理念について、どのようにお考えになっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それからもう一つ、この中に、文面に出ておりますところの行き過ぎた平等主義教育というふうにあります。こういう分野でいろいろと問題が出てきているので看過できないというふうなことでありますが、この平等主義教育というふうなことが適切でないというふうなことであれば、私はこれは差別につながるような教育になるのではないかとこのように思っております。そうした点について、どのようにお考えになっているのか伺いたいというふうに思います。

それからもう一つ、教育の再建に向けてというふうなことで歴史や伝統文化を尊重し、郷土や国を愛する心、家族愛、先祖を敬う心、国家社会の形成者としての公德心や公共心云々と、こういうようなものがござります。今の制度の中でも、教育現場ではこうしたものについてさまざまな形で教育がなされているというふうに考えますが、この点についてどのように御判断をなさっているのか、この3点についてお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 提案者、高橋勝文議員。

高橋勝文議員 3点につきまして質問があった中であります。

まず、第1点目の……(「提出者」の声あり)

佐竹敬一議長 石川委員長。

石川忠義議員 今の3点の件について、意見を求めましたが、私どもはこの請願書に対して願意妥当であるということで賛成を申しあげたわけです。以上であります。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 市民から、教育基本法を早期に改正をしてほしいというふうな形で議会に対して請願が出されたわけではありますが、したがってその審査をしたわけであります。その際には、現在の教育基本法はこう

であるから、やっぱりこういうふうに変更すべきだというようなことで、ここに提案なされているというふうに思います。

そうした中で、みずからの教育に対する理念、持っていることは私は当たり前のことだというふうには思いますし、したがって、そうした中でどのような御見解を持たれているのかというふうにお尋ねをしたわけですが、請願が妥当だというふうなことでは、いかにも、何と申しますか、答弁にはなっていないのではないかとこのように思います。

したがって、提案された方の理念も含めて、今の教育の実態、どのようにお考えになっているのかということ、この3点について改めて御見解を承りたいと思います。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 私は、教育基本法は第11条があるわけです。ここに、これを改正するとか、そういうものでは私はないと思います。これは、県議会の議事録を見ましても具体的にここを改正するとか、それはございません。私は、この教育基本法第11条までの中の、その一条、一条をきちっと精査しながら、先ほども委員会の委員長報告の中で賛成討論にもあったように、時代に合ったそういうものを検討したいという願意でしたので、私はそれに賛成ですということをお願いしたわけですから、以上です。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 とすれば、提案者はそうした教育理念はお持ち合わせでないということになりますか。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 教育理念を持ち合わせないという質問に対して心外です。私は、委員長として、その請願に願意妥当だということで賛成を申しあげて意見書を提出させていただきました。以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかに質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 議会案の意見書について、提案者にお尋ねをしたいと思います。

というのは、関連するものとして先ほど請願第9号の報告があったわけでありましてけれども、そのの……（「あなた文教委員だべ」の声あり）文教だって提案は私していませんから聞けるんです。

それで、先ほど委員長報告に対して那須議員から質問もありました。それで、委員会の方は9条の関係では山新の報道に対して那須議員から公明党の見解も出されました。それで、この意見書の教育の再建へ向けての文章の中で、歴史や伝統文化を尊重し、郷土や国を愛する心、家族愛、先祖を敬う心云々というのがあります。

それで、今、教育基本法を改正すべしという動きの中で戦前の教育のようなことを必要だと言われる方もいます。と言われる方もいます。しかし、多くの方はそのことについて心配もしています。先ほど、那須議員からは公明党としてはそういう点について心配だというふうなこともありました。しかし、そういう戦前の教育に戻ってはだめだという、そういう部分がこの意見書の中ではどのように担保されるのかということをお願いしたいと思っております。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 今の、戦前の教育に戻らない担保はどういうものかというような質疑の内容だと思いますが、我々は、私は戦前と戦後教育を受けたわけですが、私が受けたそういう戦後の教育で、やっぱり今の教育基本法、昭和22年にできたわけですが、その教育基本法によって我々も教育を受けましたし、今も引き続けているわけです。私は、戦前教育に戻らない担保と言われても、私はどのような担保するのかわかりません。

ただ、言われていることは、教育基本法の制定から時がたって、今の、現在の教育が本当にこれで大丈夫なのかと、今いろいろの中でやっぱり検討しながら改正しようということですので、私は戦前の教

育に戻るということは絶対あり得ないというふうに私は確信しております。以上です。  
佐竹敬一議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

議会案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時34分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成16年第2回定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 荒 木 春 吉

同 上 高 橋 秀 治